

館山市インターネット公有財産売却(以下「公有財産売却」といいます)をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「館山市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます)」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとYahoo!オークションガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

なお共同入札を行う場合には、他の共同入札者全員を代表して以下を誓約いたします。

今般、館山市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび館山市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに館山市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、館山市に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1.私は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2.個人又は法人の役員などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団および同法第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
また、個人または法人の役員などが暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものではありません。
- 3.当該物件を暴力団の事務所、その他公の秩序又は善良な風俗に反する目的、その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者ではありません。
- 4.次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1)暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (2)自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、もしくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (3)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者
 - (4)暴力団または暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
 - (5)暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

5.無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項の規制による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員もしくは構成員となっている者ではありません。

6.前記 2 から 5 に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。

7.私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と館山市に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

8.私が公有財産を落札した場合は、次の用途には供しません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用途
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 4 条第 2 項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途

9.私は、館山市の公有財産売却にかかわる「公有財産売却ガイドライン」、「仕様書」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および館山市の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について館山市に対し一切異議、苦情などは申しません。

館山市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第 1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる者

(参考:地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 個人又は法人の役員などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員、および同条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者

また、個人または法人の役員などが暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない方

(3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

(4) 次のいずれかに該当する者

・暴力団員がその経営に実質的に関与している者

・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者

・暴力団または暴力団員と、会社会的に非難されるような関係を有している者

- ・暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(参考:暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抄))

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的な不当行為を行うことを助長する恐れがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(5)無差別大量殺人を行なった団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員となっている者。

(6)前記(2)から(5)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(7)日本語を完全に理解できない者

(8)20歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除く。

(9)日本国外にお住まいの方で日本国籍でない方。

(10)日本国内に住所、連絡先がいずれもない者。ただし、その代理人が日本国内に住所かつ連絡先がある場合を除く。

(11)館山市が定める本ガイドラインおよびYahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

(12)公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

(1)公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり館山市が執行する一般競争入札手続きの一部です。

(2)売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間館山市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。

(3)公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。

(4)公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます)上の公有財産売却の物件詳細画面や館山市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、必要な場合は入札前に館山市が実施する現地説明会において財産を確認してください。

(5)売却システムは、ヤフー株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 参加申し込み(本申し込み)

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、館山市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下、「申込書」といいます）」「暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（以下、「暴力団非関与誓約書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票（外国人の場合は外国人登録原票記載事項証明書、法人の場合は商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、館山市に送付してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）※必要に応じて委任状も添付してください。

(6) 公有財産売却においては、物件（売却区分）の売却が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など館山市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 落札者は、売払代金の残金を納付した後、落札者の責により、移植作業等の準備を行わなければなりません。それにかかわる費用一切は落札者の負担とします。所有権移転後から平成31年2月28日までに移設作業などを完了すること。
- (4) 財産に隠れた瑕疵（かし）が発見されても、館山市には担保責任は生じません。
- (5) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査および埋設物調査などは行っておりません。また、物件の移植にあたり、移植先の条例などにより規制が掛かる場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

4. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報および Yahoo! JAPAN ID に登録されているメールアドレスを館山市に開示され、かつ館山市がこれらの情報を館山市公文書管理規程に基づき、5年間保管すること。
 - ・館山市から公有財産売却の参加者に対し、Yahoo! JAPAN ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
 - ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者の Yahoo! JAPAN ID を売却システム上において一定期間公開されること。
 - エ. 館山市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転を行うことができません。

5. 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

- ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者の Yahoo! JAPAN ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。
- イ. 共同入札する場合は、代表者への委任状、共同入札者全員の印鑑登録証明書、共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書および共同入札者全員の暴力団非関与誓約書を申込期限までに館山市に提出することが必要です。なお、委任状、申込書、暴力団非関与誓約書は館山市のホームページより印刷することができます。
- ウ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転を行うことができません。
- オ. 共同入札者のうちの 1 人について、誓約書で誓約した内容と相違する事実があることが判明した場合には、当該事実に関して館山市が行う一切の措置について異議の申し立などを行うことはできません。

第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できた Yahoo! JAPAN ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名で Yahoo! JAPAN ID を取得する必要があります。

・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書および申込書などを入札参加申込期限までに館山市に提出することが必要です（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。原則として、入札開始 2 開庁日前までに館山市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、銀行振込により納付してください。（今回は、クレジットカードでの納付はできません。）

・入札保証金には利息を付しません。

・原則として、入札開始 2 開庁日前までに館山市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することが

できません。

ア. 納付方法

入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、館山市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記載・押印後、住民票の写し(外国人の場合は外国人登録原票記載事項証明書、法人の場合は商業登記簿謄本)および印鑑登録証明書を添付のうえ、館山市に送付してください。(郵送の場合は申込締切日の消印有効)

なお、公有財産売却の参加者より必要書類が館山市に到着後、館山市から《納入通知書(領収書)》を送付しますので、必要事項を記入のうえ、館山市が指定する金融機関に《納入通知書(領収書)》を持参し入札保証金を納付してください。納付後、領収書を館山市までファクシミリなどで送信してください。(領収書のファクシミリなど確認後申込完了となります。)

- ・共同入札の場合は代表者に《納入通知書(領収書)》を送付しますので、一括で納付してください。
- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、館山市が納付を確認できるまで 3 開庁日程度要することがあります。
- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。
- ・館山市が指定する金融機関については、下記を参照してください。

1. 指定金融機関

株式会社千葉銀行

2. 収納代理金融機関

株式会社三井住友銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社京葉銀行、館山信用金庫、君津信用組合、中央労働金庫、安房農業協同組合、千葉県信用漁業協同組合連合会(館山船形漁協、西岬漁協、館山市相浜漁協)

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金のうち、落札者が契約締結期限までに館山市の定める契約を締結しない場合は、落札者が納付した入札保証金を没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了した Yahoo! JAPAN ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度

行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

・入札価額は、消費税及び地方消費税込みの金額とします。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

館山市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、館山市は開札を行い、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の Yahoo! JAPAN ID を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者の Yahoo! JAPAN ID と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 館山市から落札者への連絡

落札者には、館山市から入札終了後、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・館山市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、館山市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。

・当該電子メールに表示されている整理番号は、館山市に連絡する際や館山市に書類を提出する際に必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が落札した場合、または入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。

この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。

また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

館山市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には館山市より契約書などを送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して館山市に直接持参または郵送してください。（契約書など送付の翌日から起算して7日以内（土・日・祝日を除く）に提出してください。）

ア. 必要書類

(ア) 身分証明書（運転免許証、パスポートなど落札者の写真が添付されている書面）

(イ)登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書(以下、「収入印紙」といいます)

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2)売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で20歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1)売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2)売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに館山市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3)売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに館山市が納付を確認できることが必要です。

ア. 館山市が用意する納入通知書(領収書)により納付してください。《落札者決定後館山市から落札者に納入通知書(領収書)を送付します。》

⇒今回は、クレジットカードでの納付はできません。

5. 入札保証金の返還

(1)落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外に納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

・返還する入札保証金は、入札保証金提出書において指定された金融機関(郵便局を除く)の預金口座へ振込みます。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

館山市は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には館山市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、身分証明書（運転免許証、パスポートなど落札者の写真が添付されている書面）および収入印紙を併せて館山市に直接持参または郵送してください。（市町村などが発行する身分証明書や収入印紙の発行にかかる費用は落札者の負担となります。）

今回の物件は、引き渡しにあたり現地にて作業等が生じます。

引き渡しは、現状有姿で行います。移設にあたり掘起し作業などが生じますが、購入土などにより埋戻し作業完了後に館山市の現地確認を経て引き渡し完了といたします。（埋戻し土は環境配慮の観点から、産地証明書もしくは館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則別表第4に該当する項目の地質分析表を提出する必要があります。）所有権移転後から平成31年2月28日までに移設作業などを完了すること。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

2. 権利移転の手続きについて

(1) 館山市と落札者による契約書の締結が必要になります。また、売払代金の残金納付期限までに残金納付確認が必要になります。

なお、売払代金の残金一括納付期限は、平成30年9月6日(木)14:30までとなります。

3. 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など館山市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

(3) 権利移転された公有財産は、いかなる理由があっても返品はできません。

(4) 引取り期限までに、契約を締結した公有財産を引きとれないときは、契約解除の措置を執る場合があります。その場合は、契約保証金を没収するとともに、館山市の選択により、その引渡し部分に対し相当と認める金額を納付代金より差引、その残金を返還するものとします。

4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

(1) 権利移転に伴う費用（入札及び契約に係る書類等の郵送料など）は落札者の負担となります。

(2) 物件の引き渡しにかかわる移植（掘起し・埋戻し・運搬）等の費用および残存物などの処分費用は落札者の負担となります。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など(以下「入札者など」という)に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、館山市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、館山市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合において

も、館山市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、館山市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、館山市は責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などが、自身の Yahoo! JAPAN ID およびパスワードなどを紛失もしくは、Yahoo! JAPAN ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず館山市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

館山市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、館山市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、館山市が公開している情報(文章、写真、図面など)について、館山市に無断で転載・転用することは一切できません。

6. その他

本ガイドラインは平成30年8月23日開札の公有財産売却に適用されます。

■インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関がヤフー株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。